

静岡県老人福祉施設協議会東部支部施設災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 特別養護老人ホーム **海光園** と静岡県老人福祉施設協議会東部支部は、災害時に被災し、独自では十分に入所者の介護等が実施できない場合に入所者の生活の継続と安心を保持するため、被災施設からの要請により、応援受入れ可能な状況にある施設は応援を行い、被災施設が応急対策や復旧対策を円滑に遂行するため、災害時相互応援協定を締結する。

応援体制は地区別ブロック(以下「ブロック」という。)を定め、会員名簿によりブロック内の会員相互に応援体制を構築するものとする。

2 災害が広域で、前項のブロック内での災害時相互応援が困難な場合には、東部支部長を窓口とし、ブロック相互の支援体制を図ることとする。

(対象とする災害等)

第2条 地震及び風水害等といった自然災害並びに火災や感染症集団発生等により、当該施設だけでは入所者の処遇や復旧が困難な災害等。

(相互応援の内容)

第3条 この協定による相互応援の内容は、以下のとおりとする。なお、下記に該当しない場合は、その都度協議のうえ決定する。

- ①物資(介護用品、医薬品、食料品、日用品など)
- ②職員の応援
- ③入所者の一時的な受け入れ

(経費の負担)

第4条 応援に要した費用のうち、人的な応援については派遣側の負担とし、それ以外の費用については協議のうえ決定する。

(運営体制)

第5条 施設を所在地別に9ブロックに分け、非常時の相互応援を速やかに且つ計画的に行う体制とする。

- 2 各ブロックにはブロック長及び副ブロック長を設け、ブロック間の応援窓口となるとともに、ブロック内の連絡の取りまとめを行う。
- 3 ブロック長については、東部支部役員会で協議し指名するものとし、指名されたブロック長は、ブロック内の会員施設から副ブロック長を指名する
- 4 ブロック長の任にある施設長に事故ある場合は、副ブロック長が代理を務める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。
ただし、この期間満了の1ヵ月前までに申し出がないときは、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の変更もしくは疑義が生じたときは、東部支部役員会で協議決定する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2022年4月1日

社会福祉法人 **海光会**
(施設名) 特別養護老人ホーム **海光園**

(施設長名) 施設長 **長谷川みほ**

静岡県老人福祉施設協議会東部支部
支部長 **大塚芳正**



静岡県老人福祉施設協議会東部支部施設災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 **ケアハウス海光園**と静岡県老人福祉施設協議会東部支部は、災害時に被災し、独自では十分に入所者の介護等が実施できない場合に入所者の生活の継続と安心を保持するため、被災施設からの要請により、応援受け入れ可能な状況にある施設は応援を行い、被災施設が応急対策や復旧対策を円滑に遂行するため、災害時相互応援協定を締結する。

応援体制は地区別ブロック(以下「ブロック」という。)を定め、会員名簿によりブロック内の会員相互に応援体制を構築するものとする。

2 災害が広域で、前項のブロック内での災害時相互応援が困難な場合には、東部支部長を窓口とし、ブロック相互の支援体制を図ることとする。

(対象とする災害等)

第2条 地震及び風水害等といった自然災害並びに火災や感染症集団発生等により、当該施設だけでは入所者の処遇や復旧が困難な災害等。

(相互応援の内容)

第3条 この協定による相互応援の内容は、以下のとおりとする。なお、下記に該当しない場合は、その都度協議のうえ決定する。

- ①物資(介護用品、医薬品、食料品、日用品など)
- ②職員の応援
- ③入所者の一時的な受け入れ

(経費の負担)

第4条 応援に要した費用のうち、人的な応援については派遣側の負担とし、それ以外の費用については協議のうえ決定する。

(運営体制)

第5条 施設を所在地別に9ブロックに分け、非常時の相互応援を速やかに且つ計画的に行う体制とする。

- 2 各ブロックにはブロック長及び副ブロック長を設け、ブロック間の応援窓口となるとともに、ブロック内の連絡の取りまとめを行う。
- 3 ブロック長については、東部支部役員会で協議し指名するものとし、指名されたブロック長は、ブロック内の会員施設から副ブロック長を指名する
- 4 ブロック長の任にある施設長に事故ある場合は、副ブロック長が代理を務める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヵ月前までに申し出がないときは、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の変更もしくは疑義が生じたときは、東部支部役員会で協議決定する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2022年 4月 (日

社会福祉法人 海光会
(施設名) **ケアハウス海光園**

(施設長名) 施設長 **長谷川みほ**



静岡県老人福祉施設協議会東部支部
支部長 **大塚芳正**

